

兵庫県公報

令和4年6月30日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公営住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第39号）

- 1 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正により、県営住宅において委託されている児童（児童福祉法の規定により里親である入居者又は同居者に委託されている児童をいう。）との同居が可能となることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	宝塚安倉住宅	宝塚市安倉西2丁目	84戸
普通中層耐火住宅	小野神明住宅	小野市神明町	35戸

- 3 老朽化に伴い、次の普通県営住宅の用途廃止を行うこととした。
普通中層耐火住宅 2団地 34戸

- 4 普通県営住宅に設置する駐車場の整備に伴い、その名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額（円）
宝塚安倉住宅駐車場	宝塚市安倉西2丁目	12,300
和田山枚田住宅駐車場	朝来市和田山町枚田	5,000

- 5 普通県営住宅の用途廃止に伴い、次の駐車場を用途廃止することとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額（円）
姫路田寺鉄筋住宅駐車場	姫路市田寺東2丁目	6,200

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第39号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同居親族」を「同居親族等（同項第1号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。）」に改める。

第8条第1項第2号中「までの子」の右に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規

定により同法第6条の4に規定する里親である入居者に委託されている児童を含む。次項において同じ。）」を加える。

第41条の2第1号ア中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

附則第3項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

200	R2	宝塚安倉住宅	宝塚市安倉西2丁目	6階建 11階建	12	0.7224	62,500
					3	0.9569	76,800
					26	0.9569	76,900
					6	0.9569	86,000
					8	0.9940	76,800
					6	0.9940	86,000
					12	1.1399	102,100
					6	1.1399	102,200
					5	1.3037	104,500

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款74の項を次のように改める。

74	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款146の項及び147の項を次のように改める。

146 及び 147	削除
------------------	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

354	R2	小野神明住宅	小野市神明町	5階建	8	0.6539	71,900
					2	0.6740	71,500
					5	0.6781	71,900
					20	0.7722	84,900

別表第5 姫路田寺鉄筋住宅駐車場の項を削り、同表西脇日野ヶ丘住宅駐車場の項の次に次のように加える。

宝塚安倉住宅駐車場	宝塚市安倉西2丁目	12,300
-----------	-----------	--------

別表第5 三原榎列鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

和田山枚田住宅駐車場	朝来市和田山町枚田	5,000
------------	-----------	-------

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。